

令和3年度介護報酬改定に係る努力義務項目について

二戸地区広域行政事務組合
事務局 介護保険推進室

令和3年度介護報酬改定により、以下の指定基準について令和6年4月1日より義務化されます。なお、経過措置として令和6年3月31日までは努力義務となっておりますが、各事業所において、適宜対応に向け進捗いただきますようお願いいたします。

1 認知症介護基礎研修の受講

すべての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

※訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援を除く

2 虐待の発生またはその再発を防止するための措置など

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知徹底
- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 従業者等に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④ 上記の措置を適切に実施するための担当者の配置

その他、運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項の掲載も必要となります。

3 衛生管理等（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

事業所（施設）において感染症（地域密着型特養は食中毒を含む）が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業者に対する結果の周知徹底
- ② 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③ 従業者等に対する感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

※地域密着型特養においては、「感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」以外の項目は、すでに条例で実施が義務づけられていますのでご注意ください。

4 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- ① 業務継続計画の策定
- ② 業務継続計画の周知並びに必要な研修及び訓練の定期的な実施
- ③ 定期的な業務継続計画の見直しの実施と、必要に応じた業務継続計画の変更